

「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律案」の閣議決定・国会提出に対する声明

適格消費者団体

特定非営利活動法人 京都消費者契約ネットワーク(KCCN)

特定非営利活動法人 消費者支援機構関西 (KC's)

特定非営利活動法人 ひょうご消費者ネット

この度、政府が「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律案」(以下、「法律案」といいます。)を閣議決定し国会に提出したことを高く評価します。

この法律案は、情報力や交渉力の格差などのために十分に被害回復が図られてこなかった消費者被害のより実効的な救済を実現するものであり、私たちが長年にわたり強くその実現を求めてきたものです。

法律案に対しては、国内外の事業者団体から、拙速な立法であるとか、濫用のおそれがあるとか、企業の競争力を損ない経済再生のプロセスにも悪影響を及ぼすなどの批判がなされています。しかし、法律案が目指す新制度は、2006年以降の国会において度々その検討を求める附帯決議がなされ、さらに2009年の消費者庁設置法附則では3年を目途に必要な措置を講じることが定められていたものです。2007年OECD理事会勧告でも消費者被害救済のための集団的な訴訟制度の導入が提言されており、一刻も早い新制度実現こそが望まれます。また、新制度はこれまで権利がありながらも回復が困難であった消費者被害を、効果的かつ効率的に解消する仕組みを提供するものであり、これによって消費者がより安心して消費活動を行うことができる社会の実現につながるものです。

私たちは、これまで消費者問題に携わってきた者として、法律案が今後速やかに国会で審議され、いわれなき批判に影響されることなく新制度の真の意義を見失うことのない議論が尽くされることを望みます。そして、今国会において新制度の導入が実現されることを強く求めます。

法律案の特徴は、個々の消費者が自ら争うことが困難な事業者の義務の存否について政府が認定した消費者団体はその責任において提起する共通義務確認訴訟を通じて明らかにされるという点、個々の消費者はそれを踏まえて簡易確定手続に参加することができることによって被害の簡易・迅速な救済の実現を図るという点にあります。このような新制度の枠組みを最大限に活かすため、国会においては、特に以下の点についてより良い制度の実現に向けた議論が尽くされることを望みます。

1. 新制度は、本来、幅広い消費者被害に対して活用されるべきです。しかし、法律案では、契約関係の存在を前提とするいくつかの請求権のみに対象が限定されています。さらに、法施行以前に現に発生している消費者被害は新制度による救済の対象外とされています。画期的な新制度の導入にあたって、行き過ぎた制限は新制度の意義を損ないかねません。特に後者は、昨年パブリック・コメントに付された「集団的消費者被害回復に係る訴訟制度案」には無かった制限であり、現に存在する消費者被害の救済を放置することとする不合理なものです。是非、国会の審議においてこのような制限が排除されるよう期待します。
2. 共通義務確認訴訟の結果が、対象となる消費者に円滑に伝えられることこそが肝要です。そのため、通知・公告に要する費用負担のあり方や事業者による対象消費者の情報開示の実効性確保について、法律案には改善の余地があると考えます。